

令和5年度 第1回理事会の開催

令和5年度第1回理事会が令和5年6月2日、日本獣医師会会議室において開催された。本理事会では、決議事項として、4議案について諮られ、可決された後、説明・報告事項、日本獣医師連盟の活動報告等について、説明・報告が行われた。議事概要は以下の通りである。

令和5年度 第1回理事会の議事概要

I 日時 令和5年6月2日(金) 14:00～17:30

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文、村中志朗

境 政人(兼専務理事)

【地区理事】 浦山良雄(東北地区)

鳥海 弘(関東地区)

上野弘道(東京地区)

石黒利治(中部地区)

吉岡 豊(近畿地区)

田中尚秋(中国地区)

佐野明彦(四国地区)

草場治雄(九州地区)

【職域理事】 佐藤れえ子(学術・教育・研究)

大林清幸(小動物臨床)

横尾 彰(家畜共済)

宮澤 隆(家畜防疫・衛生)

佐伯 潤(動物福祉・愛護)

【特任理事】 栗本まさ子

【監事】 宇佐美 晃、小山田富弥、柴山隆史

【欠席】 高橋 徹(北海道地区)

西川治彦(産業動物臨床)

加地祥文(公衆衛生)

IV 議事

【決議事項】

第1号議案 令和4年度事業報告及び決算に関する件

第2号議案 第80回通常総会に関する件

第3号議案 役員候補者の選出に関する件

第4号議案 諸規程の一部改正に関する件

【説明・報告事項】

1 マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件

2 FAVA ワンヘルス福岡オフィスの設置に関する件

3 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

4 職域別部会委員会委員の委嘱手続きに関する件

5 2023年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等へ

の支援に関する件

6 令和5年度動物愛護週間中央行事及び2023動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

7 部会委員会に関する件

8 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会に関する件

9 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

10 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

3 その他

V 会議概要

【開会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶(大要)】

1 冒頭、藏内会長から、大要以下の挨拶がなされた。

令和5年度の第1回理事会に、足元の悪い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、5月8日をもって、本病は感染症法において、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行しております。マスク着用は個人の判断に委ねられていることから、本日の理事会をはじめ、本会の関係会議等も従来の対面開催とさせていただきます。

令和5年4月26日から4日間、台湾台北市において、第38回世界獣医師大会及び世界獣医師会総会が開催されました。開催前日に台湾総督府を訪問し、頼清徳副総統と会談し、台湾獣医師会との密接な連携活動やアジアにおけるワンヘルスの推進活動について、意見を交換いたしました。

また、これまでの私のワンヘルスの取組を評価いただき、総会会期中のガラディナーにおいて、ワンヘルス特別賞を授与していただきました。私は謝辞の中で、ワンヘルスを推進することにより獣医師は医師と対等以上の役割を担い、そして、このことをもって獣

医師の地位向上につなげていきたいと、このような考え方を述べさせていただきました。

さらに、大会の中で、福岡県のワンヘルス担当者が福岡県ワンヘルスの取組について講演をされ、その先進的な取組に対し、世界各国の参加者から高い関心と評価を得ました。このときの世界獣医師会のワンヘルスの担当者がビルゲイツ財団の理事でございまして、今後、ビルゲイツ財団との連携を進めていこうということで合意することができました。

加えて、このたびのG7広島サミットに先立ち、5月13日から2日間、長崎市で開催されたG7長崎保健大臣会合において、その成果として公表されたG7長崎保健大臣宣言の中でワンヘルスが大きく取り上げられ、本年中にも全ての関係省庁の参加を得て、ワンヘルスをテーマとした専門家会議を開催するなど、世界的なワンヘルスの取組と協力体制の構築が重要であることが明記をされたところでございます。これも、ひとえに理事の先生方はじめ、日本獣医師会のご支援の賜物だと思っております。

このように、ワンヘルスの取組は世界的にもその重要性が認識され、一層の活動推進が期待されており、8月1日に開設予定のFAVAワンヘルス福岡オフィスをワンヘルス実践活動の拠点として、ワンヘルスの普及をはじめ、多岐にわたる課題に先進的に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、販売用犬猫へのマイクロチップの装着・登録につきましては、先のWVACの開催主である台湾獣医師会から、同国の登録制度は日本のような厳格な登録情報の利用制限はなく、本会のAIPOで企画しているような付加価値サービスの提供が可能となっている旨説明を受け、本会が環境省に要請している、環境大臣の登録からAIPOの仕組の活用を進めるべきとの認識を強くしたところでございます。

また、昨年7月以降、環境省とは9回にわたる円卓会議を開催し協議をしまいましたが、いまだに具体的な解決策が提示されていないため、先週から自由民主党の獣医師問題議員連盟、動物愛護議員連盟、公明党獣医師・動物看護師議員懇話会、超党派の犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟に所属をされる主な先生方に対して、動物愛護管理法を早急に改正していただき、本会の赤字負担の解消とともに、飼い主、地方獣医師会、会員構成獣医師の皆様にとって円滑かつ有用な制度へ抜本的に見直していただくよう、一層の要請活動の強化に努めているところでございます。

私も麻生太郎自民党獣医師問題議員連盟会長と約1時間にわたり直接話をいたしまして、強く要請をいたしておりますし、また、境専務も積極的に国会議員の先生方に要請活動を行っているところでございます。

先日、環境省の自然環境局長、審議官がお見えになりました。現状における、われわれ、日本獣医師会の考え方あるいは会員の皆さん方の意見を、改めて直接伝えました。そこで、6月27日に日本獣医師会は総会を行う。この総会までに見通しの立つような回答を環境省からいただかなければ、われわれ役員は責任をとることになると、そう強く申し上げましたところ、今6月15日にそのラウンドテーブルを行って方向性を出す、こういったことが伝えられたところでありましたが、予断を許さず、登録料金の問題、それから情報管理の問題等を5年、10年先を見据えながら方向性を出し、決定をしていきたいと考えているところでございますので、どうか理事の先生方には、引き続きご支援、ご協力のほど心からお願いを申し上げます。

その他、山積するさまざまな課題につきましても、地方獣医師会、会員構成獣医師と、皆様と密接に連携し情報を共有しながら解決に努め、その責務を果たしてまいりたいと思っております。

本日は、今年度初回となる理事会ですが、今月27日開催の第80回通常総会に向けて、重要な協議の場となります。皆様方には、何とぞ忌憚のないご意見をお寄せいただき、本会の適正な運営に資することしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。会長の挨拶とさせていただきます。

2 定款第40条のに基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【決議事項】

第1号議案 令和4年度事業報告及び決算に関する件

境副会長兼専務理事から、資料に基づき説明された。

続いて、6月1日、2日の両日実施された決算監査の結果について、監事から以下の通り監査報告がなされた。

「私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味

財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討をいたしました。

2 監査意見

事業報告等の監査結果：事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果：計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

なお、本日午前中にしかるべきところに保存されている基本財産の権利書等についても、目視で3名の監事が確認をいたしております。

監査講評：令和4年度は、5月に愛玩動物看護師法が施行され、令和5年2月には第1回の愛玩動物看護師国家試験が実施された。また、6月には改正動愛法の施行に基づくマイクロチップの法定登録が始まり、本会が環境省の指定登録機関として新規事業を開始した。

また、日本から世界へ向けたワンヘルスの実践を普及すべく、第21回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会を開催した。本会がリーダーシップを発揮して、ワンヘルスの実践を世界に示したことは、地方会の今後の活動、すなわち医師会との連携や人獣共通感染症、獣医師の処遇改善等にも有益に働くことが期待されるとともに、各地方会においてもそれぞれの可能な形でワンヘルスを実施していただけることを期待する。

2020年から始まったCOVID-19による混乱は国民の感染症に対する意識を大きく変えることになったが、日本獣医師会をはじめ、多くの地方会の活動にも影響を与えてきた。この疾病の感染症法における分類が5類に移行されるにいたって、ようやく社会活動も混乱の出口が見え始め、本会が従来から実施している会議や事業についても対面開催が増えつつあるが、以前から指摘されてきた収支についての課題はまだまだ根本的な解決にいたっていない。

今回は、SDGsと働き方改革がうたわれる時代に即した組織運営の観点から、労務管理と事業の在り方について意見を述べる。

ここ数年間、積極的に国や行政の助成事業の受託を増やすことで、従来から実施してきた事業を継続しつつ収支の改善を図り、本会事業を拡大推進され、平成25、26年当時と現在の収益を比べるとほぼ倍額となっております。紛れもなく執行部と事務局の努力の結果である。

過去における監査の際、本会が実施してきた事業内容と共通する助成事業の受託を推奨する意見を出したこともあり、本来ならば組織として事業の拡大は喜ぶべき事

案かもしれないが、年々会員が1.7%減少している現状も考慮したうえで、組織としての体力に見合った事業を実施するのか、人員確保に費用をかけても実施すべき事業かを見極める必要がある。常勤職員数が従来と変わらない現状では、職員一人一人に過大な労務を強いる結果となり、ひいては従来の業務の遂行に支障が出ることを懸念する。労務管理と事業のスクラップ・アンド・ビルドは喫緊の課題である。

また、先ほどから何度も説明があり、また今後も説明があると思いますが、AIPO事業の今後の方向性を示し、法定登録事業との一本化を急がなければならない。その際、AIPOの新規登録を中止し、既存の約300万頭分のデータは利用できる状態に保存維持したうえで一本化の検討を進めるべきである。

AIPO事業は令和3年度までは本会の事業収益の主力であり、その収益を他の赤字公益事業に充てることが可能であった。また、常時、獣医師による登録情報検索が可能であり、登録手続も代行可能で、飼育者にとっては利便性と災害時・飼育動物の逸走時の安心を得ることができるシステムであった。

しかし、法定登録事業が開始され、疾病という一定の条件下での獣医師による情報検索が可能とされた今、AIPOの飼育者へのメリットやペット業界の登録への協力は見込めず、また、どのような形で存続させたとしても、新規登録数を令和3年以前の水準に引き上げることは相当困難である。

さらに、既存のデータは登録されている動物の寿命を勘案すれば、毎年約7%のデータが死亡個体のデータとなり、15年後にはほぼ全部が無意味なデータと化す。そのため、検討時期が延びるほどデータの価値がなくなり、かつ、新規登録を続ける限り、データを保存すべき期間も先送りされ延ばされることになる。

現在、法定登録事業における財政の健全化に向けて、実績と事業収益を基に精力的に要請活動などを実施されており、一定の改善が見込まれるとのことであるが、AIPO事業については改善の見通しや明確な方向性が示されていない。

また、マイクロチップ制度の在り方に関する円卓会議において、登録機関の法的位置づけの変更を依頼されているが、指定登録機関という公的機関のデータであればこそ、狂犬病予防法上の登録とみなすワンストップサービスが法的に検討できるのであり、改正を期待する狂犬病予防法の中で民間登録機関の保有するデータに法的根拠を持たせるのは著しく困難であると推察される。円卓会議における検討内容と進捗状況について速やかに情報共有し、環境省との協議に生かすため、地方会からも意見を聞く必要があるのではないか。

詳細な検討はしかるべき委員会等で協議をお願いする

が、一刻も早く本会の AIPO 事業に関する方針を決定し、マイクロチップを取り巻く課題改善にさらなる注力を願う。以上です。

続いて質疑が行われ、「法定登録システムやコールセンターの整備のため本会の特定資産を取り崩して対応しているが、現在の特定資産残高はどれほどか」と質問され、「約 10 億円である」と回答された。

その後本議案について採決がなされ、異議なく承認された。

第 2 号議案 第 80 回通常総会対応に関する件

境副会長兼専務理事から第 80 回通常総会における議案、出席者、議長・副議長候補者等が説明され、異議なく了承された。

第 3 号議案 役員候補者の選出に関する件

境副会長兼専務理事から、現役員の任期満了に伴い、6 月 27 日に開催する第 80 回通常総会において選任を行う役員候補者について、役員候補者推薦管理委員会委員長から提出され会長が受理した役員候補者名簿が会長から本理事会に提出されたことから承認を求める旨説明され、異議なく了承された。

第 4 号議案 諸規程の一部改正に関する件

境副会長兼専務理事から、①法定登録データの獣医師による検索を可能とするに当たり、AIPO のシステムを用いて運用することに伴い、動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領を一部改正し、動物愛護管理法施行規則第 21 条の 11 第 3 項に定める情報の提供について明示すること。②日本獣医師会経理規程について、会計帳簿保存期間を 10 年として整理すること、及び減価償却資産の条項を追加し、取得価額が 50 万円未満の資産を導入した場合、これを減価償却資産とせず、全額費用に算入することが説明され、異議なく了承された。

【説明・報告事項】

1 マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件

境副会長兼専務理事から、自民党獣医師問題議員連盟の麻生太郎会長への要請書等の資料が説明された。動愛法の改正による運用の抜本的見直しや登録手数料の引き上げ、狂犬病予防法の特例制度の適正な運用等について、5 月 24 日から、国会議員の先生方に要請に回っていることが報告された。出席理事から、現状のままでは日本獣医師会が早晚経営破綻して組織の存続が不可能になることから、まずは登録手数料の改定を急ぐべきであること、課題解決に向けたさまざまな動きについて理事及び地方獣医師会との十分な情報共有を図ること、付加

価値サービスの検討に当たっては地方獣医師会及び関係する職域別部会委員会等における意見聴取を十分に行い、方針決定に至る過程の透明化とともに責任の所在を明確にすること、データベースの一元化について、法定登録システムを残すのか AIPO のシステムを残すのかについて、メリットとデメリットを十分吟味し、狂犬病予防法の特例への対応や登録機関としての本会の立場を検討したうえで最適な方法を検討すること、等の意見が出された。藏内会長から、「この件については、法改正が行われて初めて、われわれ日本獣医師会にも法律の中身が知らされた。私から言えば、法律ができる前に、たとえば単価の問題であるとかデータの管理方法の問題等は情報交換があっただけだと思っていたが、環境省側からなされなかった。つまり、これは全て環境省側の責任であるということ。そして、法律は施行され、すぐにわれわれはその欠陥をあげ、このままではとても日本獣医師会は財政的に運営できないと指摘した。われわれがお願いをして法律をつくっていただき、それが施行された中において、たとえ欠陥があっても、その手数料単価や運営上の収支の問題については 1 年間その様子を見たうえで、その結果を踏まえて、適正な単価は幾らなのか、今後狂犬病予防法に基づく犬の登録事業等がどう変わっていくのか、そういったものを考えて、5 年、10 年のスパンをもって次の法改正に進める必要がある。ただし、登録手数料の額については、私は令和 6 年度中、早期に料金改正をしていただくということで確信を持っている。一方でデータベースの管理の問題、これは法律の運用に関わる問題であることから法制局等の見解をよく受け入れ、どういう形が一番現場で働いていただく獣医師の先生方にとって使い勝手が良いか、また、飼い主さんや国民にとってより良い法制度になるかということについて、われわれ日本獣医師会も真剣に、しっかりと時間をかけて検討して答えを出すべきであると考えている。6 月には役員改選があるが、この問題については、次期の役員体制の中でしっかり責任を持って背負い、解決すべき問題だと思っている。」旨説明された。

2 FAVA ワンヘルス福岡オフィスの設置に関する件

境副会長兼専務理事から経緯と今後の計画、本会と一般財団法人 ワンヘルス推進支援機構との間での委託契約の内容が説明された。草場理事から、福岡県獣医師会の会館を取り壊し、事務所を FAVA ワンヘルス福岡オフィスに同居すること、精一杯業務を支えていきたいこと、人件費については日獣からの支援が受けられるとされているが、その改装費や管理費、運営費等についても支援を期待していることが述べられ、藏内会長から福岡県獣医師会においては、家賃や管理費をお支払いいただく。FAVA の事務所については全て福岡県が家賃管理費

等々を負っていただく旨回答された。監事から FAVA オフィスの設置や日本獣医師会による財政的負担等については決定する前に理事会への報告がなされるべきであり、具体的な検討の時間をとるべきであった旨意見が出された。また、一般財団法人 ワンヘルス推進支援機構の立場、FAVA との関係について質問された。これに対し、藏内会長から、FAVA の事務所を福岡県の施設であるアクロスに設置するにあたり、オフィスの活動を支援する組織としてワンヘルス推進支援機構が設置された。公益社団法人 日本獣医師会として関係する契約事項等はここが窓口となっている旨説明された。

3 獣医学術学会年次大会の開催に関する件

境副会長兼専務理事から第 41 回の学術学会年次大会は本年 12 月 1 日から 3 日まで、神戸国際会議場で開催予定であり、令和 6 年度、第 42 回については令和 7 年 1 月 24 日から 26 日、仙台国際センターで開催予定であることが報告された。

4 職域別部会委員会委員の委嘱手続に関する件

境副会長兼専務理事から次の任期の職域別部会委員会委員の推薦について各地区、各職域への協力が依頼された。

5 2023 年トルコ・シリア地震ワンヘルス救護活動等への支援に関する件

境副会長兼専務理事から、本件については 618 万 5,926 円の支援金が寄せられ、5 月 30 日付で日本赤十字社の 2023 年トルコ・シリア地震救援金指定口座に振込を行ったことが報告された。

6 令和 5 年度動物愛護週間中央行事及び 2023 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

境副会長兼専務理事から、令和 5 年度動物愛護週間中央行事のうち屋内行事は 9 月 23 日に台東区ミレニアムホールで開催される予定であり、本会による日本動物児童文学賞の発表と授与、関係講演会等が開催される。屋外行事については動物感謝デーと同時開催として 11 月 23 日に上野恩賜公園で開催される。動物感謝デーではステージ企画、ブース出展等を行うとともに日本獣医学生協会から多数のボランティアスタッフの支援をいただいております。こうした活動により若手獣医師の地方獣医師会への加入にもつなげたい。協賛については、関係企

業・団体宛てに特別協賛、一般協賛を、地方獣医師会には一口 5 万円の協賛をお願いしたい。全国獣医師会会長会議は動物感謝デーの前日、11 月 22 日に開催する予定であること。等が説明された。

7 部会委員会に関する件

境副会長兼専務理事からの全体説明ののち、産業動物臨床・家畜共済委員会について横尾理事から説明された。

8 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会に関する件

境副会長兼専務理事から資料に基づき説明された。出席理事から本件の課題について農水省に要請を行ってほしいとしてきたところだがいまだに実現していないことについて質問され、境副会長兼専務理事から直ちに対応を進めたい旨回答された。

9 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境副会長兼専務理事から本年 3 月 1 日から 4 月 30 日までの概況が説明された。

10 その他

本年 11 月にマレーシアで開催される FAVA 大会に対し、FAVA 会長の地元である日本獣医師会として組織的な参加案内等を行うべきである旨意見が出され、境副会長兼専務理事から旅行代理店と相談して早急にツアーを組むことや参加登録の費用割引の交渉等を行っていききたい旨回答された。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境副会長兼専務理事から、当面の関係会議等の開催日程が説明された。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

境委員長代行兼会計責任者から、関連会議への出席、要請活動、新役員の選任に向けた推薦依頼への対応等について説明された。

【閉会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。